

確認ください・・・

国保の被保険者証の利用方法

国民健康保険証は、4月より1世帯に1枚から、1人1枚の「カード式」になりました。いざというときに使用できるよう、「ご自身が大切に保管するとともに、利用方法についても十分ご理解の上、使用してください。」

医者にかかるときは

個人ごとの保険証となつていきますので、受診される方の保険証をお持ちください。

「国民健康保険高齢受給者



▲保険証は大切に保管、忘れずに持参を

証」または「老人保健医療受給者証」を交付されている方は、それぞれの受給者証と保険証の両方を窓口にて提示してください。

※保険証に一部負担金の割合

国民年金学生納付特例制度を活用しましょう

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までのすべての方が加入します。その中でも、ほとんどの学生は収入がないため、保険料を納められない場合があります。

そこで、手続きすることによって在学中の保険料納付を猶予し、卒業してから後払いできる「学生納付特例制度」があります。

▼対象Ⅱ大学（大学院）、短大、高等学校、専門学校等に在学し、前年所得が118万円以下の方

▼申請場所Ⅱ保険年金課、白里出張所

※申請は毎年度必要です

▼手続きに必要なものⅡ学生証、年金手帳、印鑑

◆特例制度のメリット

①老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済み期間等が25年以上必要です。

しかし、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金の受給資格要件（25年）に入されるので安心です。また、満額の老齢年金を受

は3割で表示してあります。受給者証と保険証を同時に提示することで、それぞれの受給者証に表示されている割合（1割、一定以上所得者は2割）の負担となります。

▼老人保健医療受給者証の交付者Ⅱ昭和7年9月30日以前に生まれた方、または一定の障害がある65歳以上の方

▼国民健康保険高齢受給者証の交付者Ⅱ昭和7年10月1日以降生まれの70歳以上で、老人保健医療の適用でない方

※高齢受給者証の有効期限が平成17年7月31日となっておりますので、対象者の方に対して高齢受給者証を兼ねた新し

い保険証（平成17年8月1日から有効）を7月末日までに、新たに交付します。

資格異動の手続きとは

社会保険への加入や転出など、国民健康保険の資格異動の手続きのときは、異動する人の保険証カードを持参してください。

また、世帯主や住所が変更となる場合は、国民健康保険に加入する世帯全員の保険証をお持ちください。

※資格異動の内容によっては、保険証のほかに必要となるものがありますので、お問い合わせください。

◆カード式保険証(裏面)の注意事項について

平成17年8月1日から高齢受給者証を兼ねる保険証とするため、今回、交付した保険証の裏面の「高齢受給者証を兼ねている」旨の記載により、被保険者の皆様に誤解を生じさせ、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

なお、カード式への変更に伴い、有効期限が平成18年7月末日となっております（国民健康保険税の未納のある方は、有効期限が短くなっております）。今後有効期限は7月末日となります。

▼国民健康保険課国民健康保険係 ☎(70)0334

け取るために、10年間のうちに保険料をさかのぼって納付することができまます。ただし、2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります。

②仮に障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、その月の前々月以前の1年間に保険料の未納があると障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合があります。

しかし、学生納付特例制度の承認を受けている期間は、未納の扱いとはなりませんので万が一のときにも安心です。

▼千葉社会保険事務所 ☎043(290)8770
保険年金課国民年金係 ☎(70)0337

朝市・白里遊楽市の開始時間が変わります

◆朝市
▶日時=毎週(日)7時～8時
▶会場=役場駐車場
※5月8日(日)に記念イベントを開催します
問J A山武郡市大網経済センター ☎(72)6333

◆白里遊楽市
▶日時=毎週(日)16時～18時
▶会場=いずみの里駐車場
※5月15日(日)に感謝イベントを開催します
問農村環境改善センターいずみの里 ☎(70)5111

町職員異動のお知らせ

4月の人事異動により、課長・施設長の配置が決まりましたので、お知らせします。

課・施設	課長・施設長	課・施設	課長・施設長
秘書広報課	鈴木行夫	白里出張所	池田清治
総務課	内山芳昭	大網病院(事務)	中村寿雄
財政課	北田光夫	房総平和園	根本辰夫
企画政策課	古山正洋	農村環境改善センター 農村ふれあいセンター	尾崎 勇
税務課	吉野寿雄	老人福祉センター	今井千加子
住民課	小倉正男	議会事務局	白鳥秀昭
保険年金課	中村 勉	選挙管理委員会	上代正義
健康福祉課	佐藤重雄	監査委員室	水間正義
生活環境課	鶴澤邦男	農業委員会事務局	鶴岡 平
産業振興課	梅原英男	教育委員会	
建設課	田口雅之	管理課	金坂重信
都市整備課	永山 巖	生涯学習課	白石孝昭
建築指導課	武藤聖一	スポーツ振興課	伊藤靖雄
下水道課	三枝 孝	中央公民館	古川和扶
出納課	大塚成美	図書室	土屋憲一
ガス事業課	吉原正明	福祉センター	内山 隆

問総務課人事係 ☎(70)0301

平成17年度 農作業別標準賃金・小作料のお知らせ

町農作業別標準賃金の適用は、平成17年4月からです。また、小作料標準額の適用は平成16年2月からです。
問農業委員会 ☎(70)0393

種 目	町決定額	備 考
1 水田作業	8,800円	1日当たり賃金。ただし、実労働時間は8時間。2回の賄い付き。(田植え、稲刈り等手作業によるもの)
2 畑作業	8,000円	同上。台地畑作業地帯を中心として作業内容は軽作業とする。(手作業によるもの)
3 耕運機による水田耕起	7,100円	オペレータ付きで10a当たりとする。耕運深度15cm以上とする。1回分料金とする。
4 耕運機による水田代かき	5,200円	オペレータ付きで10a当たりとする。仕上げまでの料金とする。(1回基準)
5 水田耕起(トラクター)	5,500円	オペレータ付きで10a当たりとする。1回分料金とする。
6 水田代かき(トラクター)	6,200円	オペレータ付きで10a当たりとする。仕上げまでの料金とする。ドライバローを使用した場合は、水田耕起の料金とする。(2回基準)
7 あぜ塗り(トラクター)	34円	1m当たりとする。
8 植え付け(田植機)	6,700円	オペレータ付きで10a当たりとする。苗費は含まない。
9 機械刈り取り(バインダー)	8,400円	オペレータ付きで10a当たりとする。結束用縄を含む。適用は2条刈りとする。
10 機械脱穀(ハーベスター)	6,200円	オペレータ付きで10a当たりとする。補助者賃金は含まない。
11 育苗(硬化)	770円	種もみ代金を含む。1箱当たりとする。
12 乾燥調整	2,500円	調整はもみすりまでとする。(水分25%)60kg当たりとする。
13 刈り取り脱穀(コンバイン)	18,600円	オペレータ付きで10a当たりとする。補助者賃金は含まない。適用は3条刈りとする。乾燥場までのもみ運搬は含まない。(もみ運搬費はコンテナを使用する場合、10a当たり810円)
14 刈り取りから調整まで	39,700円	調整はもみすりまでとする。10a当たりとする。運搬費を含む。

※この料金は、整地された農地を基準としたものであり、ほ場条件・作業の内容等により通常と異なる場合は、両者相談の上、決めてください

■小作料標準額《畑の部》

区分	小作料	地区名	大 字	備 考
A	16,000円	増穂	全 域	落花生 収量 226kg
		福岡	全 域	
		清水	全 域	
		白里	全 域	
B	13,000円	大網	全 域	落花生 収量 219kg
		瑞穂	全 域	
		大和	山 口	
		山辺	全 域	
C	10,000円	山辺	全 域	落花生収量 212kg
		大和	B地区を除く	

■小作料標準額《田の部》

区分	小作料	地区名	大 字	備 考	
A	26,000円	大網	B地区を除く	コシヒカリ 収量 524kg	
		山辺	全 域		
		瑞穂	B地区を除く		
		大和	全 域		
B	24,000円	大網	大網のうち(高島、南高島、切留、沼向、野内、荻下、北荻下、南荻下、五百目、中橋、廣田、福田、北原、入尾、鎌取、南蒲田、新堀下)大網星谷(全域)	コシヒカリ 収量 512kg	
			小中(全域)		
			豊野のうち(沢田)		
			永田のうち(野中、田向、山王後、谷中、柳堤、南沼、南中原、北中原、寺ノ下、北沼、大橋)		
			駒込のうち(中武町五反、北之妻、赤荻、後田、前田、東和手、西和手、南沼、中沼、以後島、北舞台田、南舞台田、南沖、北柳島、南柳島)		
			経田(全域)		
			増穂		全 域
			福岡		全 域
			清水		全 域
			白里		全 域
C	19,000円	白里	全 域	コシヒカリ収量 503kg	

※この標準小作料は10a当たりの額で、土地残余方式(10a当たりの粗収入から生産費用および経営者報酬を差し引いて算出する方法)により算出したものです
※標準小作料は、農地の貸し手、借り手が話し合いによって小作料を定めるときの目安となるものです